

# 東京 2020 パラリンピック出場選手選考基準

2019年1月12日

パラテコンドー委員会

## 1、本基準の目的

東京 2020 パラリンピックにおける日本代表選手選考について次のとおり定める。

## 2、選考実施日

2020年1月（予定）

## 3、選考手続

- (1) パラテコンドー委員会は、選考実施日に本選考基準に従って代表選手の選考を実施し、その結果を選考委員会に上程する。
- (2) 選考委員会にて、本選考基準に則して選考されているか確認の後、理事会に上程する。
- (3) 理事会にて審議の上、理事会承認を経て確定する。

## 4、World Taekwondo（世界テコンドー連盟）から発表された出場基準の要約

- (1) 東京パラリンピックカテゴリーは、障がい別のスポーツクラス K44 と K43 を合同級にして行い、K42 と K41 選手は対象とならない。

更に、体重別階級として、

男子 -61kg -75kg +75kg の3階級

女子 -49kg -58kg +58kg の3階級 合計6階級とする。

- (2) 各階級出場選手数は12名で行われる。
- (3) 世界ランキング K44 の4位まで、K43 の2位までは参加確定

→【各階級6選手が確定する】

※2019年12月31日までのランキングポイントによる

- (4) 上記により各階級6名が決まり、更にアジア、ヨーロッパ、アフリカ、パンアメリカ、オセアニアの5大陸別予選会を行い、各大陸別予選会の優勝者1名ずつが確定する。→【これにより各階級5名が確定する】

**※開催国（日本）は大陸別予選会に参加できない。**

- (5) 更に各階級の1名がワイルドカードとして参加することができる。この

ワイルドカード全 6 階級（各階級 1 人）の内、3 階級（各階級 1 人合計 3 人）が開催国枠として使用できる。すなわち男子 3 階級、女子 3 階級、合計 6 階級の中から 3 階級を下記（6）の要領で選ぶ、ただし最低 1 階級は女子でなければならない。

\*ひとつの階級に参加できる選手は、1 カ国 1 人である。

(6) 開催国枠で決める階級は、2019 年 12 月 31 日時点の世界ランキング(2020 年 1 月発表) 最上位の階級でなければならない。つまり世界ランキングを保有している選手のいる階級上位 3 つを選ぶことになる。ただし、上述のとおり最低ひとつは女子でなければならない。

(7) 上述の手順にしたがって選ばれた、開催国枠階級に出場する選手は、以下の参加資格基準をみたさなければならない。

- ① K44 か K43 の国際クラスを取得している選手
- ② 日本国籍を保有している選手
- ③ 2020 年 12 月 31 日時点で 16 歳以上の選手
- ④ 2018 年 1 月 1 日～2020 年 4 月 30 日までのあいだに、WT パラテコンドーランキング大会に該当階級で出場している選手

## 5、開催国枠による選考基準

### (1) 選考対象者

選考対象者は、選考実施日現在、次の①から⑥をすべて満たしたものである。

- ① 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 東京 2020 パラリンピックでメダル獲得または入賞を目指せる日本パラテコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ④ 当協会強化計画を優先し活動できる者
- ⑤ 2019 年 12 月 31 日時点の強化指定育成指定選手
- ⑥ 上記 4 - (7) の参加基準すべてを満たす者、ただし上記 4 - (7) ④については、2018 年 1 月 1 日～2020 年 1 月開催予定の本選考会申し込み締め切り日前までの該当大会とする。

### (2) 選考方法

① 上記 4 - (6) の方法により 3 階級を選出する。

開催国枠で決める階級は、2019 年 12 月 31 日時点の世界ランキング (2020 年 1 月発表) 最上位の階級でなければならない、という規程に基づき階級を決定する。

\* 世界ランキングにおいて、同ランクの階級が 2 階級以上うまれた場合は、

2019年（1月～12月末）に獲得した世界ランキングポイント数が多い階級を当該階級と認定する。

- ②該当3階級の中で、上記5－（1）の選考対象者による選考会を行い、各階級の優勝者をパラリンピック出場選手とし、2位選手を補欠選手とする。
- ③2019年12月31日時点の世界ランキングで、K44の4位以内、K43の2位以内となった選手がいる場合は、その選手が世界ランキングにより出場が確定するため、その階級に関しては選考会を行わない。

## 6、留意事項

### （1）選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考実施日後に、選考対象者が上記5（1）①から⑥のいずれかに該当しないことを理由として選考対象者から外すことはできない。

ただし、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、上記5（1）①から⑥に関係する事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

### （2）代表選手の追加

パラ委員会は、代表選手を辞退または解除された選手がいた場合、上記で定める選考実施日に関わらず、必要に応じて本選考基準に則り、代表選手を追加招集することができる。

### （3）その他

本基準に定めのない事項は、「IPC 東京 2020 パラリンピック競技大会出場資格規則」「WT パラリンピック競技大会パラテコンドー競技の標準手順」に倣う。

## 7、選考に対する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者はスポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる。

## 8、代表選手の指定解除

下記（1）から（6）に該当した場合、当協会の選考委員会及び理事会の決議を経て、代表選手の指定を解除する。ただし（5）については、理事会での決議は不要とする。

- （1）強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- （2）正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- （3）当協会の定める定款、倫理規定その他諸規程違反を犯した場合
- （4）代表選手として不適切な言動を行った場合

- (5) 代表選手本人から指定解除の申し出があった場合
- (6) 当協会強化計画を優先し活動できない場合

**附則** 本基準は平成 31 年 1 月 12 日より制定する。

以上